

**横浜市総合保健医療センター
指定管理者申請要項**

平成 27 年 6 月

横浜市健康福祉局保健事業課

< 目次 >

1 指定管理者制度の趣旨	1
2 指定管理者選定の概要	1
(1) 対象施設	1
(2) 指定期間	1
(3) 指定管理者の非公募による選定	1
(4) 問合せ先	1
3 指定管理者が行う業務	2
4 センターの概要	2
(1) 施設の設置目的	2
(2) 目的達成の手段	2
(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）	3
(4) リスク分担	4
(5) 業務実施上の留意事項	5
5 申請及び選定に関する事項	10
(1) 選定スケジュール	10
(2) 申請手続きについて	10
(3) 審査・選定の手続きについて	11
(4) 申請書類について	13
(5) 申請条件等について	14
6 協定及び準備に関する事項	16
(1) 協定の締結	16
(2) 協定の主な内容	16
(3) 準備業務	17
(4) 指定候補者の変更	17
(5) 指定取消及び管理業務の停止	17

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、平成 28 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、横浜市総合保健医療センターは極めて高度の専門性を要し、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれるため、指定管理期間を 5 年とし、事業者は非公募により選定します。

2 指定管理者選定の概要

(1) 対象施設

横浜市総合保健医療センター（以下、隨時「センター」と略します。）

(2) 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

(3) 指定管理者の非公募による選定（「5 申請及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の選定は、「横浜市総合保健医療センター指定管理者の指定に関する要綱」に基づき、現指定管理者から申請書を提出させることにより非公募で実施し、「横浜市総合保健医療センター条例」に基づき設置される「横浜市総合保健医療センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる場合、申請者を指定管理者に選定します。

選定結果は、申請者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、市ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

横浜市健康福祉局保健事業課 総合保健医療センター担当（7 階）

電話 045（671）2464 Fax 045（663）4469

E-mail kf-hokenjigyo@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

センター条例第2条に規定する事業の実施に関すること。

(詳細は、以下を参照してください)

4 センターの概要

(1) 施設の設置目的

センターは、「寝たきりの状態にある高齢者、認知症の高齢者、精神障害者、生活習慣病患者等に対し、在宅での生活の継続を目的とした保健医療に係る専門的な支援を行うとともに、地域における保健医療の向上を図るため」に設置される施設です。(センター条例第1条)

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりとなります。(詳細は、「業務の基準」を参照)

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 診療所の運営
- (イ) 介護老人保健施設の運営
- (ウ) 精神障害者支援施設の運営
- (エ) 相談・情報提供等の実施
- (オ) 要援護者の在宅支援等事業
- (カ) 緊急時の対応
- (キ) 自主事業

イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 施設・設備機器保守管理業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 什器備品等の管理業務
- (エ) 保安警備業務
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) 廃棄物処理運搬業務
- (キ) 情報管理システム保守管理業務

ウ その他の業務

- (ア) 事業計画書・事業報告書の作成及び自己評価
- (イ) 苦情解決機関の設置

- (ウ) 安全管理に関する取組み
- (エ) 個人情報の取扱い、情報公開に関する業務
- (オ) 横浜市が実施する業務への協力
- (カ) その他

(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

法定施設については、それぞれの施設ごとに定められた人員配置基準等に基づき、施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切な職種及び職員数による配置を行います。（詳細は「業務の基準」を参照）

イ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を基に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この申請要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、年間合計2,000万円の範囲内（指定額）で、指定管理者が負担します。年間2,000万円を超える修繕については、横浜市の責任において対応します。

エ センターの運営収入

- (ア) 利用料金収入… 横浜市総合保健医療センター条例第8条で定める利用料金（診療報酬、介護報酬、自立支援給付費、特別室料、実費相当額など）
- (イ) 自主事業による収入

(ウ) その他目的外使用に伴う収入 等

オ 管理口座等

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理し、会計上も区分して経理を行ってください。

カ 精神障害者生活支援施設に関する戻入

相談支援事業に係る自立支援給付費（施設管理費分、給付費収入の15%）

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中止・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (年間合計)	2,000万円超	2,000万円以下	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	

	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
申請要項等	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中止			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

＜主な関連法令＞

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 横浜市総合保健医療センター条例（平成 4 年 3 月条例第 25 号）
- (エ) 横浜市総合保健医療センター条例施行規則（平成 4 年 8 月規則第 52 号）
- (オ) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- (カ) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- (キ) 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）
- (ク) 健康保険法（大正 11 年法律 70 号）
- (ケ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (コ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- (サ) 精神保健福祉法（昭和 25 年法律第 123 号）
- (シ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ス) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (セ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (リ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）
- (タ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (チ) その他防災関係などの市の計画・施策等
- イ センター及びセンターに附属する設備の維持保全及び管理について

センター及びセンターに附属する設備・備品についてその状態を良好に保ち、センター利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

(ア) センター及びセンターに附属する設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうか把握します。施設・設備の破損または汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

(イ) センターの管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行うこととします。

ウ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターに関する第三者評価は、専門性や施設特性を考慮して、健康福祉局保健事業課が設置する外部委員会による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については、指定開始から3年目に行うことを原則とします

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定

を取り消し、または期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

エ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市または第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ② 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が定める「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

センターは、現段階では本市防災計画等に位置づけがありませんが、危機発生時の状況によっては、隨時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(#) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機の設置等については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行（平成 24 年 4 月 1 日）に伴い、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ソ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる資料を提出していただく必要があります。

(タ) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(チ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ツ) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

5 申請及び選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア 申請団体決定のお知らせ	6月1日（月）
イ 申請書類の交付	6月1日（月）
ウ 申請書類に関する質問受付	6月8日（月）～6月12日（金）
エ 申請書類に関する質問回答	6月19日（金）頃（予定）
オ 申請書類の受付	7月1日（水）
カ 審査・選定（面接審査実施）	7月13日（月）午後6時～
キ 選定結果の通知・公表	8月中
ク 第4回市会定例会での議決	12月下旬
ケ 指定管理者との協定締結	28年3月

(2) 申請手続きについて

ア 申請団体決定のお知らせ

現指定管理者から申請書を提出させることにより、非公募で実施するとともに、その旨を健康福祉局のホームページに掲載します。

イ 申請書類の交付

配布日：平成27年6月1日（月）

ウ 質問の受付

申請要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成27年6月8日（月）午前9時から6月12日（金）午後5時まで

(イ) 受付方法：E-Mailで「質問書」（様式7）を健康福祉局保健事業課にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

(ウ) E-mail：kf-hokenjigyo@city.yokohama.jp

エ 質問への回答

回答方法：平成27年6月19日（金）（予定）に、健康福祉局ホームページ

への掲載により回答します。

【URL】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/yccc/>

オ 申請書類の受付

- (ア) 申請書類：「5 (4) 申請書類について」を参照
- (イ) 受付期間：平成27年7月1日（水）午後5時まで
- (ウ) 受付方法：健康福祉局保健事業課まで、ご持参または記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

※送付先は1ページ「2 (4) 問合せ先」の住所までお願いします。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者を選定します。

審査は、申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者または代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、申請者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、センターの指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定評価委員会

氏名	備考
工藤 行夫	中山病院 院長 昭和大学医学部 客員教授
浅川 明子	元 横浜創英短期大学 教授 看護学科 学科長
戸高 洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり 常務理事
藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム 研究部長
沖野 智子	日本公認会計士協会 神奈川県会

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部または全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	配点
1 総合的な基本方針・達成目標	10
2 指定管理者としての基本方針・達成目標	10
2 事業計画	45
(1) 診療所の運営に関する事業計画	10
(2) 介護老人保健施設の運営に関する事業計画	10
(3) 精神障害者支援施設の運営に関する事業計画	10
(4) 安全管理についての考え方	5
(5) 各施設の連携についての考え方	5
(6) その他の事業計画	5
3 職員配置・育成	10
(1) 職員の確保、配置及び育成	10
4 施設の管理運営	35
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理	5
(2) 清掃・外溝植栽管理・環境衛生及び廃棄物処理業務	5
(3) 個人情報保護・情報公開への取組	5
(4) 市民サービス、業務水準の向上	5
(5) 指定管理中の収支計画	5
(6) 収入確保に向けた取組	5
(7) コスト削減に向けた取組	5
合 計	100

申請内容が選定委員会の定める最低基準（7割）に満たないときは選定されず、申請者に申請内容の補正を指示する場合があります。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、市ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の申請書類については、原則として指定管理者選定終了後に公表します。

【URL】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/yccc/>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成 28 年 1 月予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 申請書類について

次の申請書類をアから順に並べ、原本を 1 部、写しを 11 部提出してください。なお、写しの書類のうち 10 部はファイル綴りとし、1 部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4 サイズに統一してください。

ア 指定申請書（様式 1）（横浜市総合保健医療センター条例施行規則 別記様式）

イ 事業計画書（様式 2-1～様式 2-16）

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式 3）

エ 団体の概要（様式 4）

オ 申請団体役員名簿（様式 5）

※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。

カ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式 6）

キ 定款、規約その他これらに類する書類

ク 法人の登記事項証明書

ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

コ 直近 3 か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書

サ 第 2 期指定管理期間（平成 23 年度～27 年度）における各施設の利用実績及び次期指定管理期間（平成 28 年度～32 年度）の利用者見込

シ 税務署発行の納税証明書「その 3 の 3」（直近 5 か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書になります。）

- ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式7）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）
- セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式8）：公益法人で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- タ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

（5）申請条件等について

- ア 申請者の資格
現指定管理者
- イ 欠格事項
次に該当する場合は、申請団体の決定を取消します。
 - （ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
 - （イ）労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
 - （ウ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
 - （エ）指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
 - （オ）地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
 - （カ）選定評価委員が、申請しようとする団体の経営または運営に直接関与して

いること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員の統制下にある団体であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式5）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更または書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

カ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

キ 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) エ～カの禁止事項に該当するなど、申請要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ク 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

コ 申請書類の開示

申請書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づ

く情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

サ 申請の辞退

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式8）」を提出してください。

シ 費用負担

申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ス 提出書類の取扱い・著作権

健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は健康福祉局及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

（1）協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、健康福祉局長は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

（2）協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定管理満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者の変更

健康福祉局長は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定取消または管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例または協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求または調査に対して、これに応じずまたは虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能または著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市または指定管理者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消または管理業務の全部または一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることになったとき

シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消または管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。